



理事長  
 永 沢 晃  
 役員一同



高知県 高知城

明けましておめでとうございます。

皆様には健やかな新年を迎えられたこととお喜び申し上げます。

昨年末に示された平成29年度予算案は、過去最大の予算規模、社会保障費の自然増を抑制するとともに軍事費の増大、大型公共事業費の拡大など国民生活を犠牲にした福祉切り捨て予算案と言わざるを得ません。その予算を支える税も、平成29年度税制改正大綱では所得税の抜本改革を見送るとともに、研究開発減税の拡大など大企業中心の経済再生に重点を置いた税制改革といえます。また、安倍自公政権は国民の多くが疑問に思い、反対していた「TPP、年金切り下げ法、カジノ法」など国民生活に直結する重要法案を強行採決で成立させるなど民意を顧みない強権政治を行っています。

2017年、私たちを取り巻く情勢はますます厳しくなることが想定されますが、沖縄辺野古基地建設反対の新たな運動、原発廃止の粘り強い戦い、TPPや消費税増税反対の声はますます高まってくることも想定され、税の取り方、使われ方についての議論がこれまで以上に高まるのではないのでしょうか。

こうした状況のもと、私たち税に携わる「研究センター」の出番・役割も増えるものと思われます。期待に応えられる「研究センター」にしていくために個々の会員が日々の精進を図るとともに、権利研究部会、法人税部会、所得税部会、資産税部会、徴収部会それぞれの部会の研究活動をさらに強化していく必要があります。

昨年、「東京税財政研究センター」の未来像を描くための『未来プロジェクト』を立ち上げ議論を始めました。OB税理士だけでなく多くの税理士に参加していただき、国民本位の税・財政の在り方を探るとともに、税務行政の民主化を実現させるために会員の皆様の一層のご健闘を祈念し、挨拶とします。



# 活発な質疑応答、意見交換

第55回「公開講座」11月14日全労連会館で開催

秋の「公開講座」は、御茶ノ水全労連会館で11月14日(月)午後1時、小田川副理事長の司会で90人の参加者のもと開催されました。永沢理事長の挨拶の後、最初の報告は本川國雄副理事長(写真・左下)。

## 税務調査の実態と平成28年度の調査事務の特徴

改正国税通則法施行から3年半を経過した税務調査の現状を分析し報告しました。



調査手続きが改正により複雑化したことに伴い、1件当たりの調査日数が増加し、相対的に接触率が低下してコンプライアンスを保てなくなるという危機感から、課税当局は「実地調査以外の調査」や「行政指導」を多発し、無予告調査、調査着手前の反面調査、重加算税の賦課、7年遡及など、強権的な調査を強める傾向がみられます。納税者や税理士には改正通則法を形骸化させないためのたたかいが求められると締めくくりました。

## 日本版インボイス制度の問題点と実務

続く岡田俊明副理事長(写真・右下)の報告は、2年後に予定される消費税率10%への引き上げと同時に導入が問題となっている「日本版インボイス制度」の問題点を分析。



この制度では、免税事業者からの仕入れは税額控除ができないため、免税事業者が取引から排除されることも予想され、下請けなど企業相手の仕事を中心の免税事業者は、いやおうなしに課税業者の選択を迫られるなど大きな問題を含んでいます。他にもカウンターレジのシステム変更やインボイスの保存、各種書類の作成・保存など様々な問題が存在すると報告しました。

## 変貌する加算税制度

最後の報告は八代 司(写真・右中)理事。平成29年



1月1日以後に法定申告期限が到来する国税に対し、

- ① 「調査の通知」以後は調査による更正・決定を予知する前に修正申告書が提出された場合でも加算税の割合を加重する。
- ② 短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合は加算税に加重措置をする。とした法改正が行われました。



従来は、調査で具体的に非違を指摘されるまでは公正・決定の予知がなかったとし、それまでにされた修正申告に対する加算税は通常の割合としてきました。それは「申告・納税制度」を基本としてきたからです。この改正はその趣旨をないがしろにし、調査の強権化が透けて見えると指摘しました。

## 活発な質疑応答、意見交換

このあと会場の参加者との質疑応答、意見交換が行われました。多数の参加者からの活発な発言があり、終了時間まで充実した「公開講座」となりました。

## 第56回「公開講座」

4月17日(月) PM1:00

会場・全労連会館

内容については検討中です。

# 配偶者(特別)控除の見直しについて

## — 2017年度税制改正大綱 —

12月8日、自公両党は「平成29年度税制改正大綱」を決定した(12月22日、閣議決定)。大綱では、配偶者(特別)控除、研究開発税制、所得拡大税制を見直す。事業再編の環境整備、積立NISAの創設、「ローカルアベノミクス」の推進、酒税改革などを盛り込んだ。あわせて、国際課税の見直しを進める。その他、国税犯則調査手続きの見直しなどを行う。

### 配偶者(特別)控除の見直し

安倍政権は、「1億総活躍社会」を実現するためには、「働き方改革」を進め、多様な働き方が可能となるよう、制度を大きく転換することを目指した。そのため、就業調整をめぐる喫緊の課題として、配偶者(特別)控除の見直しを決めた。所得控除額38万円の対象となる配偶者の収入の上限を103万円から150万円に引上げる。150万円から210万円余までは段階的に控除する。安倍政権が目指す最低賃金1,000円で、1日6時間、週5日働いた場合の年収を上回る水準としている。また、納税者本人に所得制限を設定する。給与収入1120万円から逡減し、1220万円で消失する。よって、制度が複雑となり年末調整等の事務が煩雑化する。

### 「配偶者控除廃止」から「枠の引上げ(150万円)」

2016年9月、政府税調は配偶者控除見直しに向けた議論を再開し、配偶者控除廃止の代わりに「夫婦控除」の導入を軸に検討しはじめた。ところが、10月、政府・与党は「夫婦控除」の創設を見送る方針を発表した。政府・与党による密室協議で「配偶者控除廃止」から一転して、「枠の引上げ」に方向を180度転換した。「配偶者控除廃止」は専業主婦世帯やパート世帯を直撃する増税が狙いであった。そのため、予想される衆議院解散・総選挙で不利になりかねないとして、廃止論を封印して、代わりに夫に適用される配偶者(特別)控除の要件を妻の「年収150万円」に引き上げる。この機に乗じて経団連は、配偶者手当を廃止等すると言い出している。密室で短期間に決めるやり方は国民に不信感、不公平感を生み、税制を歪めることになる。

### 就業調整の「103万円の壁」

いわゆる「103万円の壁」は、一般的に税負担が生じないように配偶者控除の適用可能な範囲で就業調整するものといわれるが、消失控除方式の配偶者特別控除の導入で手取り額の減少が解消されている。実際には「103万円の壁」が心理的な要因として存在しているが、就業調整しているパート労働者は、全体の2割弱にしかすぎない。安倍政権下、増えた雇用者は非正規労働者である。実質賃金は下がり、社会保障の削減による負担増で家計の消費支出は下がった。低賃金で不安定な労働市場の解消が必要だ。また、就業調整をする理由については、配偶者手当の支給基準や社会保険の加入要件(「130万円の壁」)が挙げられる。10月からは厚生年金と健保の加入条件が変わり、新たに「106万円の壁」が生じる(企業規模が従業員501人以上など)。

### 所得税改革・課税最低限の水準

大綱では、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と基礎控除などの「人的控除」のあり方を全体として見直すことを検討していくと述べている。基礎控除の相当額は英国が約180万円、フランスは約140万円、わが国は38万円である。人的控除は諸外国と比べても水準は低いものとなっている。今回、基礎控除や給与所得控除の改正は全く触れられていないので、パート労働の妻の収入が103万円を超えると所得税が課せられる。配偶者控除と基礎控除は、1995(平成7年)分から現在に至るまで変動がない。給与所得控除に至っては、最低保障額が1989(平成元)年に57万円から65万円に引き上げられて以来その金額に変動がない。所得控除、税額控除も含めてそのあり方を見直すべきである。また、事業専従者控除(妻の場合は最高86万円)を視野に入れた議論も求められる。分離課税の廃止等、応能負担の原則に基づく公平な税制を確立することによって、高額所得者への負担を求めるべきだろう。

(八代 司・東京税財政研究センター理事)

# センター活動日誌

- 9/02 税経新人会
- 9/09 関信税理士会
- 9/10 女性税理士連盟東日本支部
- 9/13 千葉新人会
- 9/15 埼玉保険医協会
- 9/16 新婦人町田
- 9/26 首都圏建設組合協議会
- 9/29 東京土建東久留米支部
- 10/13 東京労働学校
- 10/14 第一経理
- 10/20 千葉税経新人会
- 10/20 東京労働学校
- 10/27 千葉土建本部
- 10/27 東京労働学校
- 10/28 埼玉保険医協会
- 11/01 第一会計
- 11/06 全国クレ・サラ被害者の会総会
- 11/15 埼玉新人会
- 11/17 東京新人会城北B
- 11/17 東京土建足立支部
- 11/18 東京土建調布支部
- 11/18 税経新人会

- 11/26 朝鮮商工会千葉連合会
- 11/27 千葉県商工団体連合会
- 11/28 東京土建本部
- 12/05 ときがわ商工会
- 12/13 東京土建本部
- 12/14 東京税経新人会青年部
- 12/14 東京土建日野支部
- 12/14 三重県建設労組
- 12/15 東京土建多摩西部支部
- 12/18 京都建設労組
- 12/22 千葉土建市原支部

<投稿>

- 10/25 全国商工新聞

## 新入会員紹介

◎ 千田 範道

<事務所>

〒169-0073 新宿区百人町1-16-18

センチュリービル 2F

東京合同事務所

☎ 03-3360-3871 FAX 03-3360-3870

<住所>

〒140-0004 品川区南品川4-10-5

## ザ・コラム

▼年末年始は、お互いアルコールが入る機会が多い時期。飲むにつけ声は大きくなり、お酒談義も始まる。折しも、ビール類をめぐる増減税の税制改革の報に耳目が集まる。ビール党には待ちに待った朗報ともいえようか。▼麦芽比率などで異なるビール類の酒税は一〇年越しで三五〇ml缶あたり五四・二五円に一本化するという。ビールは現在の七七円から減税に、発泡酒は四六・九九円、第三のビールは二八円から増税になる。これを類似商品の税額格差の是正とだけ見ていいのか。▼この間のビール系業界の競争は熾烈だった。その直接要因は、ビールが高い(ビールの税金が高い)ことにあったのではないか。税率の低さに着目してビール風味の発泡酒が生み出され、売れたからと税率がアップされると、さらに低税率の第三のビールへと次々と開発競争が進み商品化が図られた。このメーカー努力は多とするし、その技術力には敬意さえ覚える。▼しかし、消費者はビールもどきを求めているのか。飲みたいのはビールではないのか。業界に競争を強いる酒税法に問題はないのか。問われていた。ビールの税金が高いのは、酒税の税収を確保するために、売れる酒類に高い税率を設定していることを示している。▼今回の税制改正大綱では、第二第三のビールは増税になる。消費者のビール離れも取りざたされている折り、消費者が安くて旨い本物のビールが飲めるようにして、結果として税収を確保する道を選択すべきだと考えるが、左党の諸氏はどうだろう。【T・O】